

札幌市環境影響評価条例改正のあり方について

1 札幌市環境影響評価条例（平成 11 年 12 月 14 日札幌市条例第 47 号 平成 12 年 10 月 1 日施行）

(改正の背景)

- ・ 制定後 10 年以上が経過し社会情勢の変化に対応
- ・ 環境影響評価法改正事項への対応
- ・ 北海道環境影響評価条例改正への対応

2 環境影響評価法（平成 9 年 6 月 13 日法律第 81 号）（平成 23 年 4 月 22 日改正）（資料 2-6～-7 参照）

(改正の背景)

- ・ 施行から 10 年以上が経過し、各種事務手続きにおける課題や生物多様性の保全、地球温暖化対策の強化、インターネットの普及拡大など、社会情勢の変化に対応する必要性が高まった。

3 「札幌市環境影響評価条例改正のあり方」に係る検討項目

手続段階	環境影響評価法 主な改正事項等	北海道環境影響評価 条例 改正の動き	札幌市環境影響評価条例 改正の検討項目
対象事業	○風力発電施設の追加	追加を検討	○風力発電施設の追加 ○汚染土壌処理施設の追加
計画段階	○計画段階配慮書の手続き（SEA）の新設 ・ 配慮書の作成 ・ 住民、知事意見の聴取 ・ 環境大臣、主務大臣の意見 ・ 配慮事項の決定	計画段階配慮書の手続き（SEA）の新設を検討	○計画段階配慮書の手続き（SEA）の新設 ・ 新設する場合の手法 ・ 環境配慮指針との整合性 ・ 審議会の関与規定
方法書	○住民説明会の実施の追加 ○方法書の電子縦覧の追加 ○政令市長の直接意見提出規定（環境影響が政令市の場合）の追加変更	住民説明会の実施、施方法書の電子縦覧とも追加を検討	○住民説明会の追加 ○市長直接意見の規定追加 ○電子縦覧の追加 ・ 公表主体、著作権 ・ 掲載容量、手法 ・ 希少生物の情報制限 ○審議会の関与規定の改正
準備書	○電子縦覧の追加 ○政令市長の直接意見提出規定（環境影響が政令市の場合）の追加変更	準備書の電子縦覧の追加を検討	○市長直接意見の規定追加 ○電子縦覧の追加（方法書の場合と同じ）
評価書	○電子縦覧の追加	評価書の電子縦覧の追加を検討	○電子縦覧の追加（方法書の場合と同じ）
事業実施後	○環境保全措置等の結果の報告、公表の新設 ・ 事後調査報告書の作成、公表	条例と法とのかわりについて再整理	○コミュニケーションの見直し ・ 事業者見解書の新設 ○公表主体 ・ 市長から事業者へ変更
その他	○社会情勢の変化への対応 ・ 生物多様性の保全、地球温暖化対策、行政手続きオンライン化	社会情勢の変化を踏まえて対応	○意見募集の方法 ・ 市 HP 上での受付手法、情報の保護など

※法改正事項の施行予定は資料 2-7 参照